

＜対策のポイント＞

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、農業法人等による就農希望者の新規雇用、働きやすい環境づくり、他産地・他産業との連携による労働力確保、労働関係法制の見直しに対応するための体制整備等を総合的に推進します。

＜政策目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

1. 就農希望者の新規雇用等への支援

資金

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

- ① **49歳以下の就農希望者**を新たに雇用し、研修を実施（年間最大60万円※、最長4年間）
※ 1経営体当たりの新規採択人数は5人まで、かつ3人目以降は年間最大20万円
- ② **新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者**を一定期間雇用し、研修を実施（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））
- ③ **55歳未満の職員**を次世代経営者として育成するために派遣研修を実施（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

2. トライアル雇用就農への支援

トライアル

正規雇用に向けたトライアル雇用就農のマッチング、フォローアップ等を支援します。

3. 【令和7年度補正予算】雇用体制強化への支援

- ① **働きやすい環境づくりコース** 働きやすい

就業規則の策定や作業工程の見直し等による働きやすい環境づくりを支援します。

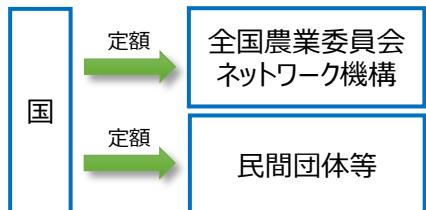
- ② **推進体制整備コース** 推進体制

労働環境改善や労災保険の加入促進等のための推進体制の構築等を支援します。

- ③ **産地間連携等推進コース** 産地連携

繁閑期の異なる他産地・他産業連携による産地の労働力確保を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

労働環境の整備

推進体制

- ・労働環境改善や農作業安全に関する周知
- ・労災保険の加入促進 等

働きやすい

- ・就業規則（休日、賃金等）作成
- ・経営者・従業員向け研修の実施
- ・作業マニュアル等の作成 等

人材の呼び込み

産地連携

- ・他産地・他産業との連携推進のためのマッチング推進 等

働きやすい

- ・求人広告の掲載や就職説明会への出展



安定的に労働力を確保し、農業を持続的に発展

働きやすい

- ・人事評価制度の作成及び昇給制度の導入

資金

- ・必要なスキル習得のための研修
- ・雇用後のフォローアップ



トライアル

- ・正規雇用に向けたトライアル雇用就農の推進

資金

- ・49歳以下の新規就農者の正規雇用



就職希望 トライアル雇用で農業にチャレンジ 本格的に就農

農業界への人材定着

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)

<対策のポイント>

地域雇用を押し上げる農業経営体の育成に向け、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します^{※1}。（年間最大60万円^{※2}、最長4年間）

2. 新法人設立支援タイプ

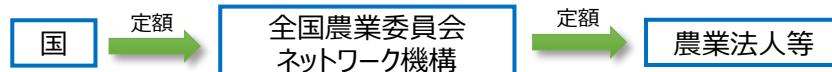
農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します^{※1}。（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成します。

（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業法人等

- ・ 営農技術等に関する指導を行うこと
- ・ 労働環境改善^{※3}に取り組んでいること 等



正社員として雇用

就農希望者^{※4}

- ・ 49歳以下
- ・ 就農を継続又は独立する強い意欲がある 等



農業法人等への支援

最大60万円×4年間	法人での就農を継続又は独立
最大120万円×2年間 + 最大60万円×2年間	独立して新法人を設立

就農後のビジョン

農業法人等の職員

- ・ 55歳未満
- ・ 次世代経営者、役員になる強い意欲がある 等



派遣

派遣先



先進的な農業経営体



異業種の法人
(加工・流通業者等)

農業法人等への支援

最大120万円×2年間（実費相当）

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)

※1 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算

※2 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円

※3 休憩・休日の確保や雇用保険・労働者災害補償保険への加入 等

※4 採用後1年以内の者を含む

トライアル雇用就農促進事業

令和8年度予算概算決定額 2,816百万円（前年度 3,038百万円）の内数

<対策のポイント>

- 正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農（3か月程度の有期雇用）を推進し、
 - ① 就農に关心がある求職者が、農業界にチャレンジしやすくなる
 - ② 農業経営体が、正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促す
- トライアル雇用就農の実施期間中に、当該経営体で正規雇用への移行を希望しないケースが発生した場合は別の経営体・産地での就農を促し、農業界への定着を図る。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

都道府県等における以下の取組を支援します（上限1,000万円/県）

1. 求人状況の調査、就農希望者の募集

- ・農業法人等の求人状況の調査
- ・就農希望者の募集のための周知活動（チラシ、イベント等）

2. 農業法人等と就農希望者のマッチング

- ・トライアル雇用契約の締結

3. トライアル雇用就農期間中のフォローアップ

- ・就労状況の確認や正規雇用への移行に向けた助言
- ・他の経営体、産地での就農継続の斡旋

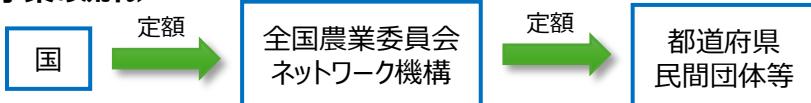
4. トライアル雇用の実施に係る経費支援

- ・農業法人等に対して、雇用の実施に係る初期経費相当を支援（就農希望者1人当たり2万円／月以内、最大3か月）

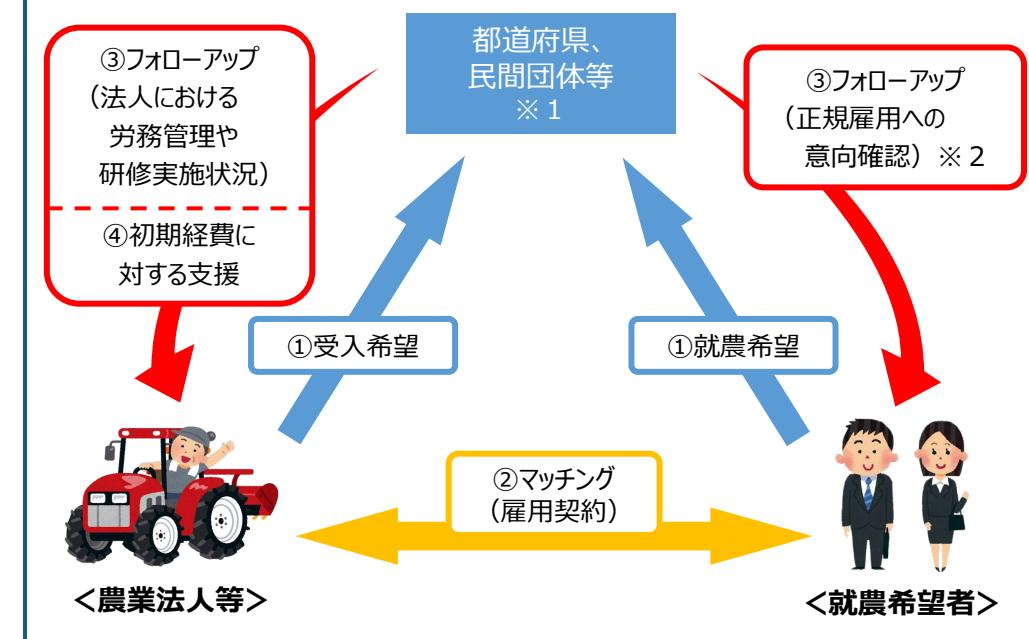
5. その他

- ・雇用環境の実態調査
- ・雇用環境の改善のための研修会の開催、等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、雇用による人材獲得・定着を図るために、**働きやすい環境づくりや労働関係法制の見直しに対応するための体制整備、他産地・他産業との連携による労働力確保等**を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働環境の改善

<事業の内容>

1. 働きやすい環境づくりコース

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する**就業に関するルール策定や見直し、従業員の労働負荷軽減に資する取組、マネジメント体制強化のためのシステム導入等**を支援します。

※ 関係機関（地方自治体・JA等）+農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域の核となる農業経営体の場合、1者以上で可）

2. 推進体制整備コース

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォローワー体制の構築、労災保険の任意加入を促進するための取組を支援します。

<全国事業>

各種制度の周知のための説明会の実施、労災保険の加入促進のための事例調査・手引き作成 等

<都道府県事業>

地方自治体や農業関係団体と社会保険労務士等が連携する体制の構築、労災保険加入の手続支援相談会の開催 等

3. 産地間連携等推進コース

繁閑期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進するための労働力調査等の実施を支援します。

<事業の流れ>

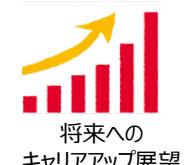


<事業イメージ>

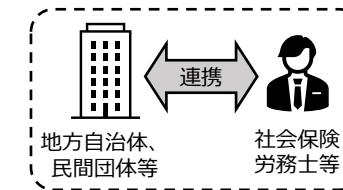
1. 働きやすい環境づくりに対する支援

【取組例】

- 就業規則の策定・見直し
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等
- 働きやすい環境づくりのための研修
外部講師を招いた研修会の開催等
- 労働負荷の低減
作業のマニュアル化、工程見直し等
- マネジメント体制の強化
人事制度や人材管理システムの導入等



社会保険労務士へのコンサルティング相談

2. 推進体制の整備
(都道府県事業)

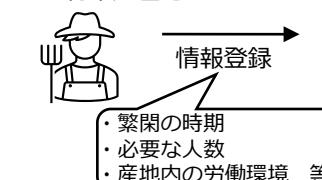
農作業安全の研修会



保険加入の手続支援相談会

3. 産地間連携等の推進

<人材不足産地>



<人材を送り込みたい産地>



[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)